

羽島市告示第49号

「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

羽島市長 松 井 聡

「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て環境や高齢者見守りの充実、定住の促進、女性の就労支援に資するため、過去に市内に居住していた者であって、現在市外に居住する者のうち、三世代が市内で近居若しくは同居するため住宅を取得するもの又は三世代が市内で同居するため住宅の増築工事を行うものに対し、予算の範囲内において給付金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金をいう。
- (2) 近居 市内に存する別の住宅に居住することをいう。
- (3) 同居 市内に存する同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 子世帯 交付の対象となる住宅に居住することを目的として市内に転入し、転入日において、義務教育就学前である子ども(養子縁組及び里親への委託による関係を含む)及びその親を含む構成員で構成される世帯又は子どもが出生することが母子手帳等で確認でき、当該出生する子どもと同居する予定であるその親を含む構成員で構成される世帯をいう。
- (5) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者であり過去に市内に居住していた者をいう。
- (6) 親等 子の父母又は祖父母をいう。この場合、養子縁組による関係を含む。
- (7) 親世帯 親等を構成員とする世帯をいう。
- (8) 三世代世帯 子世帯及び親世帯で構成される世帯をいう。
- (9) 構成員 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定による羽島

市の住民基本台帳において、子又は親等を世帯主とする世帯に住民登録されている者をいう。ただし、療養、転勤又は通学等のやむを得ない事情により別に居住する者として市長が認めたものを除く。

(10) 増築工事 既存住宅の延べ床面積10平方メートル以上増やす工事であり、同居に必要と認められる工事をいう。

(交付対象者)

**第3条** 住宅の取得により交付の対象となる者は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する子のうち、令和5年4月1日以降に住宅の取得に係る売買契約又は住宅の新築に係る建築工事の請負契約を行ったものとする。

(1) 子世帯の転入日（以下「転入日」という。）において、親等が継続して1年以上市内に居住していること。

(2) 子世帯が継続して1年以上市外に居住した後に、交付の対象となる住宅に居住することを目的として市内に転入し、転入日の翌日から起算して5年以上継続して居住する見込みであること。

(3) 第6条第1項又は第2項の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、子世帯の構成員の全員が交付の対象となる住宅に居住していること。

(4) 申請日において、子及び親等が、納期限が到来している市税を滞納していないこと。

(5) 三世帯世帯の構成員の全員が、交付の対象となる住宅について、第6条第1項又は第2項の規定による申請を行っていないこと。

(6) 三世帯世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

**2** 増築工事により交付の対象となる者は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する子のうち、令和5年4月1日以降に増築工事の請負契約を行ったものとする。

(1) 転入日において、親等が継続して1年以上市内に居住していること。

(2) 子世帯が継続して1年以上市外に居住した後に、交付の対象となる住宅に居住することを目的として市内に転入し、転入日の翌日から起算して5年以上継続して居住する見込みであること。

(3) 申請日において、三世帯世帯の構成員の全員が、交付の対象となる住宅に居住していること。

- (4) 申請日において、子及び親等が、納期限が到来している市税を滞納していないこと。
- (5) 三世帯世帯の構成員の全員が、交付の対象となる住宅について、第6条第1項又は第2項の規定による申請を行っていないこと。
- (6) 三世帯世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(交付対象住宅)

**第4条 取得により交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものとする。**

- (1) 子世帯が居住するために子が市内に所有する住宅であること。
- (2) 当初の契約日が令和5年4月1日以降の住宅の取得に係る売買契約又は住宅の新築に係る建築工事の請負契約により取得する住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (4) 昭和56年6月1日以降に着工した住宅又は昭和56年5月31日以前に着工した住宅であって、耐震診断や耐震改修工事が実施されているなど、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合することが確認されている住宅であること。
- (5) 取得に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）が10万円以上であること。

**2 増築工事により交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものとする。**

- (1) 三世帯世帯の構成員のいずれかが市内に所有する住宅であること。
- (2) 当初の契約日が令和5年4月1日以降の増築工事の契約により増築された住宅であること。
- (3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (4) 昭和56年6月1日以降に着工した住宅又は昭和56年5月31日以前に着工した住宅であって、耐震診断や耐震改修工事が実施されているなど、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合することが確認されている住宅であること。

(5) 増築工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）が10万円以上であること。

（交付金額）

第5条 給付金の交付額は、1件につき10万円とする。

（給付金の交付申請）

第6条 取得により給付金の交付を受けようとする者は、転入日の翌日から起算して1年以内に「羽っぴい住まい」近居・同居支援給付金交付申請書（別記第1号様式）（以下、「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明書その他子と親等の関係を証明できる書類
- (2) 戸籍の附票の写し又は住民票除票の写しその他子世帯が市外に継続して1年以上居住していたこと及び子が過去に市内に居住していたことを証明できる書類
- (3) 住民票の写しその他子世帯が市内に転入していること及び転入日において親等が継続して1年以上市内に居住していることを証明できる書類
- (4) 取得した住宅の登記記録の全部事項証明書その他所有者を特定できる書類
- (5) 取得した住宅の工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (6) 建築基準法に基づく建築確認に係る検査済証の写しその他取得した住宅が地震に対する安全性等建築基準法の規定に適合することを確認できる書類
- (7) 子世帯において、義務教育就学前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (8) 子及び親等について市税の滞納がないことを証明する書類
- (9) 誓約書（別記第2号様式）
- (10) その他市長が必要と認めるもの

2 増築工事により給付金の交付を受けようとする者は、転入日の翌日から起算して1年以内に、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明書その他子と親等の関係を証明できる書類
- (2) 戸籍の附票の写し又は住民票除票の写しその他子世帯が市外に継続して1年以上居住していたこと及び子が過去に市内に居住していたことを証明できる書類
- (3) 住民票の写しその他子世帯が市内に転入していること及び親世帯が交付の対

象となる住宅に居住していること及び転入日において親等が継続して1年以上市内に居住していることを証明できる書類

- (4) 増築工事を行った住宅の登記記録の全部事項証明書その他所有者を特定できる書類
- (5) 増築工事の工事請負契約書の写し
- (6) 建築基準法に基づく建築確認に係る検査済証の写しその他増築した住宅が地震に対する安全性等建築基準法の規定に適合することを確認できる書類
- (7) 平面図、立面図その他の増築工事の内容が確認できる書類
- (8) 増築工事の施工前及び施工後の状態が確認できる写真その他当該状態が確認できるもの
- (9) 子世帯において、義務教育就学前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の写し又は出産予定であることが分かる書類
- (10) 子及び親等について市税の滞納がないことを証明する書類
- (11) 誓約書
- (12) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、第1項各号又は前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の提出を省略させることができる。  
(給付金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対し「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

2 市長は、審査の結果、給付金の交付が不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における交付ができない場合は、申請者に対し「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知する。  
(給付金の交付)

第8条 前条第1項の規定による給付金の交付決定を受けた者（以下「被決定者」という。）は、給付金の交付決定を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出し、給付金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合は、被決定者に対し遅滞な

く給付金を交付するものとする。

(変更の届出)

第9条 給付金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、転入日において義務教育就学前であった子ども又は子若しくは親等が、転入日から起算して5年以内に転居等し、給付金の対象となった住宅に居住しなくなった場合には、その旨を「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金変更届(別記第6号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告及び調査)

第10条 市長は、近居又は同居の実施状況を確認するため、必要があると認めるときは、被交付者に対して子世帯及び親世帯の居住状況について報告を求めるとともに、調査することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、第9条の規定による届け出を受けた場合及び被決定者又は被交付者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、給付金の交付決定を取り消し、「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金交付決定取消通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。ただし、第9条の規定による届け出を受けた場合において、療養、転勤又は通学等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は給付金の交付を受けた場合
- (2) この要綱に違反した場合
- (3) その他市長が不相当と認めた場合

(返還請求)

第12条 市長は、前条の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、既に給付金が交付されている場合は、給付金の返還を「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金返還請求書(別記第8号様式)により請求するものとする。

(延滞金)

第13条 被交付者は、前条の規定により給付金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において災害、疾病その他やむを得ない事情があると認める場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。